

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、株主や投資家の皆様をはじめとして、お客様、取引先、地域社会の皆様などのステークホルダーのご期待にお応えする事業活動を実現するために、さらなる経営の透明性向上の観点から、経営のチェック機能を充実させ、かつ公平性の維持継続を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の強化や充実ならびに適時的確な情報公開を行っております。

また国内取引所での上場会社を対象とした「コーポレートガバナンス・コード」が適用されたことに伴い、当社は本コードを適切に実践し、持続的な成長による企業価値の向上を図り、ステークホルダーの皆様ひいては経済全体の発展に寄与するという考え方に賛同し、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社では、当社の中長期的な成長ならびに持続的な企業価値の向上のため、株主をはじめとしたステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築することが経営の重要な課題の一つであると認識しております。

そのためには、少数株主や外国人株主を含めた全ての株主の実質的な平等性を確保するための体制整備ならびに株主の権利が適切に行使できる環境整備に努めております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、昭和30年の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供し、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ中長期的な向上に取り組んでおります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社では、会社の財政状態や財務情報および経営戦略・方針、経営上の課題やリスク等の企業情報について、適時、適切に開示することが経営の公正性、透明性の確保に必要不可欠であると認識しております。

そのため、会社法および金融商品取引法等の関係法令はもとより、証券取引所の定める規則等を遵守し、また、法令等に基づく開示事項以外の情報についても、株主をはじめとしたステークホルダーにとって重要であると思われる場合には、積極的に開示しております。

(4) 取締役会等の責務

当社では、効率的かつ機動的な経営・執行体制の整備を行っており、独立社外取締役を含めた監査等委員による監査体制が経営監視機能として有効であるとの判断から、監査等委員会設置会社制を採用しております。

独立社外取締役は、その高い独立性および専門的な知見に基づいて、客観的かつ中立的な立場で、適法性、妥当性の観点から経営監視を行っており、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

取締役の評価については、監査等委員会による監督や助言を踏まえて、取締役の職務執行が適切に果たされるよう環境の整備を推進してまいります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との積極的な対話に努めることが重要であると認識しております。

そのため、業務担当役員の管掌のもと、経営企画部、広報室、経理部、人事総務部等の担当部門において機動的な連携を図る体制を構築し、株主との建設的な対話の場の整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則4 - 1 - 3)

当社では、最高経営責任者である代表取締役の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、取締役候補者については、将来的に代表取締役になることをも踏まえて、事前に社外取締役の関与や助言を受けた上で取締役会に付議し、人格・見識に優れ、善管注意義務及び忠実義務を適切に果たす者であることに加えて、的確かつ効率的に職務を遂行できる見識や能力及び豊富な経験等を勘案し当社の中長期的な成長に資すると考えられる者を選定することとしております。

また、取締役就任後も、自身の担当分野に関する事項に留まらず、他の事業分野や法律、会計に関する知識の習得等、当社グループの経営に必要な事項にさらに精通するため、取締役会における議論や社内重要会議への出席、決裁書類の審議等に関わる体制を構築しております。

(原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用)

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の議決権を保有した監査等委員である取締役によって取締役会及び業務執行取締役の監査できる体制を整備しております。

なお、当社では諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役候補者の指名や取締役の報酬等の事項の決定に当たっては、独立社外取締役を含む監査等委員会への詳細な説明や意見交換等を行い、適切な関与、助言等を得る体制を整えております。

(原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社取締役会は、当社事業に精通し、事業の特性を踏まえた迅速かつ的確な意思決定のできる社内出身者による業務執行取締役7名および監査等委員会により構成されております。

当社の監査等委員会は、当社の内部監査等に精通した社内出身者の常勤監査等委員である1名と高度な専門性と幅広い見識を有し、客観性

及び中立性の観点から経営に対する助言と監督を行う監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成されており、現時点において女性ならびに外国人の取締役会メンバーは選任していませんが、多様性及び規模の面においては適正であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4 政策保有株式)

当社では、事業の拡大や持続的発展並びに取引先との安定的な取引の維持・強化や業務提携の強化を図ることを目的として、政策保有株式を保有しており、毎年、取締役会において政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのメリットとリスクなどを踏まえ、個別銘柄毎に配当金・関連取引利益等の関連収益が当社資本コストに見合っているかを検証した上で、合理性および必要性の観点に基づきそれを精査し、保有の適否を判断することとします。なお、取締役会の検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却の検討を行い、保有株式の縮減を図る方針としております。

これらの政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案するとともに当社の企業価値の向上に資するか否かの観点にも照らし、議案ごとの賛否を適切に判断することとしております。

なお、政策保有先から当社株式の売却等の意向が示された場合においても、その意向を妨げるような行為を行わないこととし、取引の継続等についても経済合理性を十分に検証の上、株主共同の利益向上の観点から適切に判断するものとしております。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

当社では、定期的に役員や主要株主に対して、関連当事者取引等の有無について報告を求めるとともに、取締役会規定等において、会社と取締役の競業取引や自己取引および利益相反取引について、取締役会による決議を行うものとしております。

また、これらの取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関係法令や証券取引所が定める規則等に従って開示することとしております。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金の積立金の運用に際して、利益相反を適切に管理すべく、財政運営委員会において慎重な検討を行うとともに、年度毎の収支についての概要を従業員に開示しております。

また、運用機関に対しても、投資先企業へのスチュワードシップ活動の状況等を確認することによってモニタリングを強化してまいります。企業年金の担当者についても、外部の研修やセミナーに参加させるなど、運用知識の向上を図っております。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(1) 社是、経営理念、経営方針、経営計画等は、当社ホームページおよび決算説明資料等において開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針については、当社ホームページおよび有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等において開示しております。

(3) 取締役の報酬等については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において取締役会決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、代表取締役および独立社外取締役を含む監査等委員会全員の出席による事前会議において個別報酬額等を含めて打合せを行い、独立社外取締役の関与や助言を得た上で取締役会に付議しております。

(4) 監査等委員である取締役を除く取締役候補者については、当社の持続的な成長および企業価値の向上に資する候補者であるかを基準に選定し、取締役会において決定しております。なお、監査等委員である取締役を除く取締役候補者の決定については、取締役会に先立ち、代表取締役および独立社外取締役を含む監査等委員会全員の出席による事前会議において打合せを行い、独立社外取締役の関与や助言を得た上で取締役会に付議しております。また、監査等委員である取締役候補者については、中立的かつ客観的に当社取締役会および取締役の職務執行についての監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査等委員会の検討・同意を得た上で、株主総会上程議案として取締役会において決定しております。なお、監査等委員である取締役候補者の決定については、取締役会に先立ち、代表取締役および独立社外取締役を含む監査等委員会全員の出席による事前会議において打合せを行い、監査等委員会の同意を得た上で取締役会に付議しております。

(5) 取締役候補者についての選任理由を株主総会招集通知参考書類に記載し、開示を行っております。

(補充原則4 - 1 - 1)

当社取締役会は、法令および定款に定めのある事項ならびに内規に基づいて、株主総会に関する事項、重要な組織・人事に関する事項、決算に関する事項、重要な財産等に関する事項等の重要事項について決議を行う一方で、経営における責任体制を明確化し、意思決定の迅速化を図る目的から、取締役会決議において各担当役員への権限委譲を行っております。

また、代表取締役社長を議長とする常務会を設置しており、代表取締役および各担当役員、常勤監査等委員等が出席し、取締役会への付議事項をはじめとして、内規に基づく重要事項の審議を行っております。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社では、法令および東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している者を独立社外取締役として選任しております。

(補充原則4 - 11 - 1)

当社では、取締役会において実効的な議論や意思決定を行うためには、取締役が9名以内、うち監査等委員である取締役が3～5名程度が適正な規模であると認識しており、現在の体制は監査等委員である取締役を除く取締役7名、監査等委員である取締役のうち常勤取締役1名、非常勤独立社外取締役4名であります。

また、取締役会における多様性及び専門性確保の観点から、他社における経営経験者や法律の専門家を選任するなど、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等のバランスを考慮した上で、適切な人数で取締役会を構成しております。

(補充原則4 - 11 - 2)

当社の社外取締役は、他の会社等の役員等を兼務している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役の職務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役は他の会社の役員は兼務しておらず、職務に専念できる体制となっております。

当社の社外取締役の他社等での兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書等で開示しております。

(補充原則4 - 11 - 3)

取締役会の実効性評価については、各取締役の自己診断による分析、評価を実施しております。

なお、実効性評価結果については、当社ホームページにその概要を開示しております。

(補充原則4 - 14 - 2)

当社の取締役は、関係法令・制度等についてのEラーニングによる研修や当社が加盟する団体等が主催する外部セミナー等の受講、顧問弁護士等の外部専門家を招いての研修会の開催等において必要な知識の習得に努めるなど、職務遂行能力の向上を図っております。

また、社外取締役については、就任時および就任以降も継続的に各担当部門長より、会社の事業・財務・組織等に関する状況や課題等についての説明および報告を受ける機会が設定されており、今後も適宜、継続してまいります。

また、外部団体への加入や外部セミナーの受講等に関する費用については当社が負担するものとします。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では業務担当役員の管掌のもと、IR担当部門を経営企画部広報室、株式・株主担当部門を人事総務部、決算等の財務担当部門を経理部としており、これら関連部門が機動的な連携を図り、株主との建設的な対話の場の整備に努めております。

IR活動の内容

- ・定時株主総会：年1回
- ・決算説明会：年2回
- ・機関投資家等への訪問および機関投資家来訪時の対応：不定期
- ・取材対応：四半期毎
- ・当社ホームページにおけるIR情報の追加、更新：随時

業務担当役員およびIR部門担当者は、株主等から訪問の申し出があった場合および定期的に株主等を訪問して、説明や質疑への応答を実施しており、株主等からの質疑の内容や意見等を集約した上で、経営に活用しております。

決算説明会や機関投資家等のミーティング等、株主との対話に際しては、未公表の重要事実の取り扱いをはじめとして、株主平等の原則等を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした内規「内部情報管理規定」に基づき、情報管理の徹底に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
文化シャッター関連企業持株会	5,439,077	7.58
インタートラスト トラスティーズ(ケイマン)リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティ アズ トラスティー オブ ジャパン アップ	3,970,900	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,723,800	5.19
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.09
文化シャッター社員持株会	2,674,174	3.72
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,173,000	3.02
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.17
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	1,203,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	金属製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯名 隆夫	他の会社の出身者													
藤田 昇三	他の会社の出身者													
阿部 和史	他の会社の出身者													
早坂 善彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯名 隆夫				飯名隆夫氏は、2015年の当社取締役(社外取締役)就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議において意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。 また、他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、取締役監査等委員(社外取締役)として選任しております。

藤田 昇三				<p>藤田昇三氏は、2016年の当社監査役(社外監査役)就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。</p> <p>また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、取締役監査等委員(社外取締役)として選任しております。</p>
阿部 和史				<p>阿部和史氏は、2016年の当社監査役(社外監査役)就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。</p> <p>また、他社における豊富な実務経験及び監査役としての職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、取締役監査等委員(社外取締役)として選任しております。</p>
早坂 善彦				<p>早坂善彦氏は大手建設会社の経営に携わってきたことによる幅広い見識や建設業界における豊富な知識および実務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、取締役監査等委員(社外取締役)として選任しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

内部監査部門や業務部門との連携強化を図るため、社内出身の常勤監査等委員を1名選定しております。また、監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命することとしており、重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとしているため、現在の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会と会計監査人は、随時、情報や意見の交換を行い、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所のに基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有している者を独立役員として選定いたします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施していませんが、取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当該事業年度の業績及び個々の職責等並びに経済情勢等を勘案し、決定しております。また、取締役は全員、文化シヤッター役員持株会に入会しており、定期的に自社株式を買い付けております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は419百万円、監査等委員である取締役(社内)の報酬総額は20百万円、監査等委員である取締役(社外)の報酬総額は21百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については以下の通りであります。監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととしております。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、会社法の定めに基づき、監査等委員会において決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬等についての決定方針は、当社内規において規定しております。なお、当該内規の制定及び改廃を取締役会において決議しており、直近では2021年5月13日開催の取締役会において改定の決議を行っております。

・決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社経営方針の実現並びに当社企業価値の継続的かつ中長期的な向上に資するため、個々の取締役の役割と責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の報酬等は、固定報酬である月額報酬及び役員賞与で構成されており、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、会社業績、役位、職責、貢献度、世間水準及び社員給与とのバランス等を考慮して取締役会において支給総額を決定しており、各取締役に對する具体的な月額報酬並びに役員賞与の個別額については代表取締役に一任しております。

なお、取締役会への報酬総額議案の上程に先立ち、代表取締役と監査等委員会による事前打合会議において、具体的な月額報酬並びに役員賞与の個別額について協議を行い、独立社外取締役の関与や助言を受けたうえで取締役会に付議することとしております。

役員報酬は年俸制とし、原則として、年額の1/2分の1を社員給与の支給日に合わせて当月分を支払うものとしております。

なお、役員賞与を支給する場合は、会社業績等を勘案し、取締役会の決議を経て決定し、その後速やかに支給するものとしております。

c. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容並びに額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は実施していません。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会で取締役の報酬等について前事業年度の有価証券報告書に記載した内容を決議している。当該内容は、取締役会の決議によって定めている当社内規に沿うものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月27日であり、決議の内容は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の上限を年額600百万円(定款で定めている員数9名以内、本報告書提出日現在は7名)、監査等委員である取締役の報酬総額の上限を年額100百万円(定款で定めた員数5名以内、本報告書提出日現在は5名)としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会において、各取締役に對する具体的な月額報酬額及び役員賞与の個別額の決定を代表取締役に委任する旨を決議しております。

なお、取締役会への報酬総額議案の上程に先立ち、2020年6月15日に開催した代表取締役及び監査等委員会による事前打合会議において、取締役の月額報酬額並びに役員賞与について協議を行い、独立社外取締役の関与や助言を受けたうえで取締役会に付議したものであります。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は全員が監査等委員であり、監査等委員がその職務を補助すべき担当者を置くことを求めた場合、当社の使用人を任命することとしております。

また、取締役会付議事項やその他の社内重要会議での検討事項については、社外取締役に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行および監督

当社は監査等委員会設置会社の機関形態のもとで、取締役会が経営の監督を行っております。また、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

本報告書提出日現在の経営体制は、監査等委員である取締役を除く取締役7名、社外取締役4名を含む監査等委員である取締役5名、取締役兼務者6名を含む執行役員24名であります。

取締役会は経営の基本方針、法令、定款等に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する機関として位置付け運営しております。

2. 監査等委員監査の状況

監査等委員監査は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員4名により、適法性、妥当性の面から、取締役会のほかに、常務会をはじめとする社内重要会議への出席、重要書類の閲覧、常勤監査等委員による各部門及び子会社の往査等を通じ、取締役の業務執行を監査しております。

3. 内部監査の状況

当社の内部監査体制は、CSR統括部に監査室(7名)を設置しており、計画的に事業本部、支店、工場、営業所等の監査を行っております。

また、事業本部に内部監査担当(兼務)を置き、監査室作成の内部監査実施要領に従い、傘下営業所の監査を行っております。

4. 会計監査の状況

会計監査は、東陽監査法人との間で監査契約を締結し、期中および期末に監査を実施しております。

監査体制は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 鈴木 裕子(継続監査年数4年)

指定社員 業務執行社員 早崎 信(継続監査年数4年)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、日本公認会計士協会準会員3名、その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、2017年6月27日開催の当社第71期定時株主総会決議によって監査等委員会設置会社へ移行し、実効性の高い経営の監督体制を整備しております。

また、経営監視機能の客観性及び中立性確保の監督体制整備により、継続的な社外からのチェックを受けることを目的として、社外取締役4名を含めた監査等委員5名は、取締役会をはじめとして社内の重要な会議に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明、報告を聴取し、意見を述べるとともに、取締役の職務執行について適法性及び妥当性の観点から、経営のチェック機能の充実及び公平性を保つことが大切であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開を行っております。

当社取締役会は監査等委員会制度のもとで経営の監督を行っており、経営の監督と執行を分離させるために執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)を含む12名で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け運営しております。

当社の監査等委員会は5名の監査等委員で構成され、うち4名が社外取締役であります。

当社は迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は24名で、うち6名が取締役を兼務しております。

また、当社は代表取締役社長を議長とする常務会を設置しております。この常務会は取締役会への付議事項をはじめ、経営に関する重要事項を審議するためのものであり、代表取締役及び各担当取締役及び常勤監査等委員等で構成されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が議案の検討時間を十分に検討できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、2021年6月22日開催の当社第75期定時株主総会の招集通知については、2021年5月31日に発送しております。また、招集通知発送に先立ち、証券取引所並びに自社のウェブサイトにおいて電子的にその情報を公表しております。今後においても、投資家の利便性等を鑑み、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、より多くの株主が出席できるよう、株主総会関連日程を全体として適切に設定するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、自社の株主構成を勘案し、機関投資家や外国人株主等が議決権行使をしやすい環境づくりに努めており、書面による議決権行使の方法に加えて、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、自社の株主構成を勘案し、機関投資家や外国人株主等が議決権行使をしやすい環境づくりに努めており、議決権電子行使プラットフォームへ参加をはじめとして、PCやスマートフォンでの議決権行使ができるよう行使環境の整備を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、自社の株主構成を勘案し、外国人株主等が議決権行使をしやすい環境づくりを目的として、狭義の招集通知および株主総会参考書類について、その英語版を作成し、情報提供の充実に努めております。
その他	出席した株主にわかりやすく説明を行うために、株主総会における事業報告及び計算書類、対処すべき課題等について、ビデオ映像並びにナレーションを用いての報告を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度開催しており、代表取締役および各担当取締役が出席して説明等を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、報告書(旧事業報告書)、アニュアルレポート、決算短信等をIR資料として自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画部広報室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「文化シャッターグループCSR憲章」のもと、当社グループ全メンバーの行動規範および行動指針を定めるとともに、従来から制定されている「社是」「経営理念」とあわせて企業活動を遂行することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業活動に伴うエネルギーおよび廃棄物の削減に努めるとともに、被災地でのボランティア活動や、事業所近隣での清掃美化活動など、地域社会への協力等、積極的なCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	年に一度、CSR報告書(サステナビリティレポートに改称予定)を提出し、発行しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 当社グループの役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シャッターグループCSR憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。
 - 当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の職務執行の監査等を行う。
 - 当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。
 - 当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。
 - 問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。
 - 「文化シャッターグループCSR行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - 今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。
- 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報(電磁的情報を含む。)を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。
- 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等(電磁的情報を含む。)を適切に管理する。
 - 製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。
 - 取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、CSR担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。
 - 当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。
- 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。
 - 取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。
 - 「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。
- 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況並びにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。
 - 子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。
 - 重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。
- 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- 当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることもできる。
 - 従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
 - 「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口(社外)が当社グループの従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。
 - 当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。
- 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。
- その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。
 - 監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。
 - 監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。
 - 監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況は次のとおりとなります。

1. 反社会的勢力排除に向けた考え方

当社グループの「CSR行動指針」において、「反社会的行為への関与禁止」として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを掲げており、全グループメンバーが遵守すべきルールとして理解し、実践している。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を一切持たないことを目的として、各事業所および子会社等に対して、「CSR行動規範」の教育・啓蒙を行うとともに、平素から警察、顧問弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するといった動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、その目的等からみて対象会社の企業価値の向上および株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を築き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保し、向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

このような考えから、適切ではない者によって、当社の財務および事業の方針がなされることを防止するための取り組みとして、当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)を2008年6月開催の当社第62期定時株主総会に上程し、株主の皆様のご得た上で導入しており、また2020年6月開催の当社第74期定時株主総会において、継続の承認を得ております。

今後も、買収防衛策につきましては、その廃止も含め、必要であれば見直しを行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】



